

北海道臨時的任用職員 募集案内

北海道では、常時勤務を要する職に欠員が生じた場合に、その代替として、臨時的任用職員を募集します。

【制度概要】

- 申込者は、「臨時的任用職員候補者登録簿」に登録されます。
※ 資格免許職の方は、資格・免許等を確認後の登録となります。
- 常時勤務を要する職に欠員が生じた場合に、登録者の中から希望勤務地等を考慮した上で、書類選考及び任用選考を実施し、任用選考の成績上位者から順に任用されます。
- 登録簿の登録期間は、登録日から3年間です。
- 欠員状況によっては、登録簿に登録されても任用されない場合があります。
- 任期は6月以内で、欠員の状況に応じて決定します。（最大6月の更新がある場合があります。）
- 臨時的任用職員は、任期の定めのない常勤職員（正職員）と同等の業務に従事します。（会計年度任用職員が従事する業務補助ではありません。）

<募集する職種及び受付期間>

募集する職種	主事、技師、研究職員（衛生研究所）、学芸員（研究職員（北海道博物館））、保育士、高等看護学院講師、薬剤師、獣医師、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、歯科衛生士、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、普及指導員、水産業普及指導員、林業普及指導員、職業訓練指導員、船員
受付期間	随時受付（通年募集）

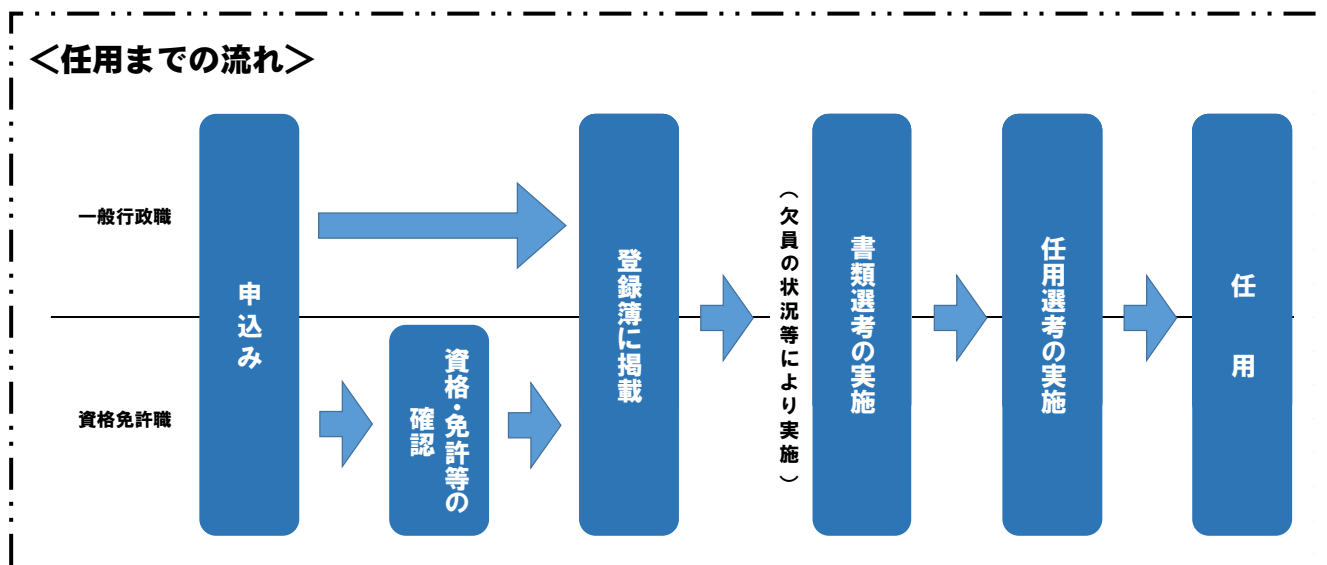
北 海 道

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（本庁舎4階）
問い合わせ先 総務部人事局人事課
電 話 011-204-5025
ホームページ <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/jnj/rinjisyokuinbosyu.html>

1 臨時的任用職員について

臨時的任用職員とは…

道庁や道の出先機関で、欠員となった職の代替職員として勤務していただく職員です。



- (1) 申込み時に、希望勤務地等を申告していただきます。
- (2) 「臨時的任用職員候補者登録簿」に登録された方は、本人が取消しを希望しない限り、登録日から3年間登録は継続されます。
- (3) 「臨時的任用職員候補者登録簿」に登録された後、欠員の状況等により、希望勤務地等を考慮の上、書類選考を行います。
この書類選考合格者のうち、別途実施する任用選考に合格された方が任用されます。
このため、欠員の状況等や書類選考及び任用選考の結果によっては、「臨時的任用職員候補者登録簿」に登録されても任用されない場合があります。
- (4) 既に「臨時的任用職員候補者登録簿」に登録されている方の任用状況によって、任用時期が遅れる場合があります。
- (5) 任用時の任期は、6月以内となります。
なお、状況に応じて、最大6月以内で任期が更新される場合があります。

2 募集職種ごとの主な職務内容及び配属先

臨時的任用職員は、任期の定めのない常勤職員（正職員）と同等の業務に従事します。（会計年度任用職員が従事する業務補助ではありません。）

職 種	主な職務内容 ※常勤の職員と同様の職務に従事します。	配属先 ※原則、欠員となっている配属先に配属されます。	
主事・技師	一般行政	経済、地域振興、福祉、環境、税務、農林水産業や建設業の振興など様々な分野において、企画立案、事業の実施、調整、折衝など知事部局で道行政全般にわたる業務に従事します。	本庁、（総合）振興局、その他出先機関
	環境科学	大気や水環境の保全、廃棄物対策、野生生物の保護管理など生物多様性の保全、地球温暖化対策などの業務に従事します。	本庁環境生活部、原子力環境センター、（総合）振興局環境生活課
	社会福祉	児童相談所等での相談や心理判定のほか、児童自立支援施設での入所児童の自立支援や生活指導等、福祉に関する業務に従事します。	本庁保健福祉部、心身障害者総合相談所、精神保健福祉センター、旭川子ども総合療育センター、向陽学院、大沼学園、女性相談支援センター、児童相談所、（総合）振興局社会福祉課
	農業	安全で安心な食を求める消費者ニーズに応えるため、環境と調和した農業を推進し、高品質な食料の安定供給の実現に向けた業務に従事します。	本庁農政部、（総合）振興局農務課
	水産	漁業の許認可や栽培漁業の推進などによる水産資源の保護と増大、金融支援などを通じた漁業経営の安定化、水産物の流通加工体制の整備などに従事します。	本庁水産林務部、（総合）振興局水産課
	林業	森林は環境保全のみならず、災害の防止、木材の供給など様々な機能を持つかけがえのない財産であり、これを守り、育て、将来の世代に引き継ぐために森林の整備、林業の活性化の業務などに従事します。	本庁水産林務部、（総合）振興局林務課・森林室
	総合土木 （農業土木）	農地や農業水利施設など北海道の食料の安定生産を支える農業基盤の整備を推進するため、事業計画・設計積算・工事監督などの業務に従事します。	本庁農政部、（総合）振興局調整課・整備課・農村振興課・耕地出張所
	総合土木 （建設土木）	道路や河川など、地域住民の生活や経済活動を支える社会基盤の整備や維持管理を行うため、事業計画・設計積算・工事監督などの業務に従事します。	本庁建設部、（総合）振興局建設管理部、企業局
	建築	建築や住宅などの分野において、安全に安心して暮らせる住環境づくりや魅力ある都市づくりに取り組むため、公共建築物・道営住宅の建設、良質な住宅の普及、建築物の耐震化、建築確認などの業務に従事します。	本庁建設部、（総合）振興局建設指導課
	原子工学	北海道電力株式会社が設置する泊発電所の周辺地域における空間放射線の監視及び環境試料中の放射能の測定に関する業務に従事します。	原子力環境センター
研究職員 （衛生研究所）	有害化学物質に起因する生活環境の安全性に関する研究や病原微生物に起因する研究等の業務に従事します。	衛生研究所	
学芸員（研究職員（北海道博物館））	展示資料の収集、保存及び展示並びに調査及び研究に関する業務に従事します。	北海道博物館	

職 種	主な職務内容 ※常勤の職員と同様の職務に従事します。	配属先 ※原則、欠員となっている配属先に配属されます。
保育士	一時保護児童や道立施設の入所児童の生活支援等の業務に従事します。	旭川子ども総合療育センター、児童相談所
高等看護学院講師	基礎看護学のほか、専門看護学の講義や演習、実習指導などの講師業務に従事します。	道立高等看護学院
薬剤師	薬局や医薬品製造施設等の立入検査、薬物乱用防止の普及啓発等に従事します。	本庁保健福祉部、(総合)振興局(保健所)、旭川子ども総合療育センター
獣医師(家畜保健衛生所)	家畜伝染病予防検査、家畜衛生指導、病性鑑定及びBSE検査業務などの業務に従事します。	(総合)振興局(家畜保健衛生所)
獣医師(保健所、環境生活課、食肉衛生検査所)	飲食店や理容所、公衆浴場等の許可、狂犬病の予防、動物愛護、と畜検査及び食鳥検査等の業務に従事します。	本庁保健福祉部、(総合)振興局(保健所、環境生活課、食肉衛生検査所)
管理栄養士	給食施設の指導、地域の栄養改善業務に従事します。	(総合)振興局(保健所)、旭川子ども総合療育センター、向陽学院、大沼学園
診療放射線技師	結核の接触者検診や感染症対策、道立施設等の診療放射線業務等に従事します。	(総合)振興局(保健所)、旭川子ども総合療育センター
臨床検査技師	食中毒や感染症の原因菌究明、食品の残留農薬や添加物等の検査業務等に従事します。	(総合)振興局(保健所)、旭川子ども総合療育センター、衛生研究所
歯科衛生士	地域における歯と口腔の健康づくりに関する企画等の業務に従事します。	(総合)振興局(保健所)
保健師	心の健康や感染症等の保健指導業務等に従事します。	本庁保健福祉部、(総合)振興局(保健所)
看護師	道立施設等において看護業務に従事します。	旭川子ども総合療育センター、道立診療所、心身障害者総合相談所
理学療法士	リハビリテーションに関する相談支援、在宅難病患者の相談支援等の業務に従事します。	(総合)振興局(保健所)、旭川子ども総合療育センター、心身障害者総合相談所
作業療法士	リハビリテーションに関する相談支援、高次脳機能障害者の支援等の業務に従事します。	(総合)振興局(保健所)、旭川子ども総合療育センター、心身障害者総合相談所、精神保健福祉センター
視能訓練士	眼視機能に障害のある者の機能回復、矯正訓練等の業務に従事します。	心身障害者総合相談所
言語聴覚士	言語機能又は聴覚に障害のある者の機能訓練、相談支援等の業務に従事します。	心身障害者総合相談所
普及指導員(農業)	農業者への巡回指導や相談等を通じ、農業経営や農家生活に関する有益かつ実用的な知識を普及し、活用できるよう指導する業務に従事します。	(総合)振興局農業改良普及センター、農業大学校
水産業普及指導員	沿岸漁業等の生産性の向上、経営の近代化及び技術の改良を図るため、専門技術等に関する事項について調査を行うとともに、漁業者に対して技術及び知識の普及指導に従事します。	(総合)振興局水産技術普及指導所
林業普及指導員	森林の多面的機能の発揮、森林整備の促進等を図るため、森林所有者や林業の担い手等に対して技術及び知識の普及指導に従事します。	(総合)振興局森林室
職業訓練指導員	新規学卒者及び離転職者を対象に専門的な技能及び知識を習得させるため、職業訓練の指導を行います。	道立高等技術専門学院、障害者職業能力開発校
船員	道内の海面における漁業秩序維持のため、漁業取締船に乗船し、取締業務に従事します。	北王丸(稚内)、海王丸(函館)ほくと(釧路)、ほっかい(室蘭)

3 登録要件

- (1) 年齢
年齢制限はありません。
- (2) 学歴
学歴は問いません。
- (3) 必要な資格・免許等の要件

職 種	必要な資格・免許等	
主事 技師	一般行政	なし
	環境科学	環境科学に関する専門的知識や経験を有する方
	社会福祉	児童の相談、心理判定、自立支援、生活指導等、福祉に関する専門的知識や経験を有する方
	農業	農業に関する専門的知識や経験を有する方
	水産	水産に関する専門的知識や経験を有する方
	林業	林業に関する専門的知識や経験を有する方
	総合土木 (農業土木)	総合土木（農業）に関する専門的知識や経験を有する方
	総合土木 (建設土木)	総合土木（建設）に関する専門的知識や経験を有する方
	建築	建築に関する専門的知識や経験を有する方
	原子工学	原子工学に関する専門的知識や経験を有する方
研究職員（衛生研究所）	学校教育法による大学の6年制課程を卒業した方又は学校教育法による大学院修士課程を修了した方	
学芸員 (研究職員（北海道博物館）)	学芸員：学芸員 研究職員（北海道博物館）：学校教育法による大学（短期大学を除く。）及び大学院修士課程の専門領域に関する専門学科、課程を卒業又は修了した方	
保育士	保育士	
高等看護学院講師	保健師、助産師又は看護師の資格を取得している方で、保健師、助産師又は看護師として5年以上の実務経験のある方	
薬剤師	薬剤師	
獣医師（家畜保健衛生所）	獣医師	
獣医師（保健所、環境生活課、食肉衛生検査所）		
管理栄養士	管理栄養士	
診療放射線技師	診療放射線技師	
臨床検査技師	臨床検査技師	
歯科衛生士	歯科衛生士	
保健師	保健師	
看護師	看護師	
理学療法士	理学療法士	
作業療法士	作業療法士	
視能訓練士	視能訓練士	
言語聴覚士	言語聴覚士	
普及指導員（農業）	普及指導員	

職 種	必要な資格・免許等
水産業普及指導員	水産業普及指導員
林業普及指導員	林業普及指導員
職業訓練指導員	職業訓練指導員
船員	<甲板>五級海技士（航海）以上の資格 <通信>第三級総合無線通信士以上及び第三級海上無線通信士以上の資格 <機関>五級海技士（機関）以上の資格

(4) 以下に該当する方は、応募できません。

ア 日本国籍を有しない方

(研究職員、学芸員、保育士、児童生活支援員、高等看護学院講師、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、歯科衛生士、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、普及指導員（農業）、水産業普及指導員、林業普及指導員、職業訓練指導員を除く。)

イ 地方公務員法第16条に該当する方

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ・北海道職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

ウ 現在、道職員である方（教員、警察官、任期付職員、非常勤職員及び臨時職員を除く。)

エ 道の再任用制度の対象となる方

4 申込方法

(1) 主事、技師

必要事項を記入した「臨時的任用職員候補者登録申込書」を封筒に入れ、北海道総務部人事局人事課へ郵送又は持参してください。

(2) その他の職

必要事項を記入した「臨時的任用職員候補者登録申込書」と、登録要件となる資格・免許等の写し若しくは登録要件を満たすことが確認できる書類を封筒に入れ、北海道総務部人事局人事課へ郵送してください。

※ 郵送する場合は、封筒の表に赤字で「臨時的任用職員候補者登録申込書在中」と記載してください。

※ FAXによる申込は受け付けません。

【郵送先・提出先】

北海道総務部人事局人事課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（本庁舎4階）

電話 011-204-5025

5 登録後採用されるまで

「臨時的任用職員候補者登録及び選考申込書」の受理した後、内容の確認（登録要件がある職は、資格・免許等を確認）後、「臨時的任用職員候補者登録簿」に登録します。

その後、該当職種で欠員が生じ、代替職員が必要となった場合に、申込書に記載された希望勤務地等を考慮の上、書類選考を実施します。この書類選考に合格した方については、任用選考を実施し、任用者を決定します。

なお、欠員の状況によっては、「臨時的任用職員候補者登録簿」に登録されても任用されない場合があります。

「臨時的任用職員候補者登録簿」の有効期間は、登録日から3年間です。

この期間内であれば、一度、臨時的任用職員として採用された方でも、「臨時的任用職員候補者登録簿」に引き続き登録されていますので、任用選考に合格すれば、臨時的任用職員として再度任用されることがあります。

6 書類選考及び任用選考の実施

(1) 書類選考の実施

代替職員が必要となった場合に、「臨時的任用職員候補者登録申込書」に記載された希望勤務地等を考慮の上、書類選考（「臨時的任用職員候補者登録及び選考申込書」に記載された内容の審査）を実施します。

書類選考に合格された方には、任用選考の受験日等をご案内します。

(2) 任用選考の実施

ア 試験内容

面接試験（口述式）

その他、必要に応じて作文試験等が課される場合があります。

イ 試験地

原則、任用を予定している所属の所在地で実施します。

ウ 合格者の決定方法

合格者は、得点の高い順に決定します。ただし、任用選考には一定の基準があり、この基準に満たない場合には不合格となります。

(3) 合格者の発表

受験者全員に合否を通知します。

7 任用期間

任用期間は、欠員の状況に応じて任用時に決定されます。

8 勤務条件等

臨時的任用職員の勤務条件（勤務時間、休暇、サービス、災害補償、給与等）については、次のとおりです。

【サービス】

勤務時間・休日等

勤務時間(原則)	月曜日から金曜日 8時45分～17時30分（昼休み：正午～午後1時）
休日（原則）	土日祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）
休暇	年次有給休暇：1年に20日以内（任用月数により計算） 20日を限度に翌年繰越可能 夏季休暇：5日（6月から10月までの間） その他、病気休暇、忌引休暇、ボランティア休暇等の休暇制度があります。
医療保険・年金制度	医療保険制度：共済組合に加入 年金制度：日本年金機構で取扱う厚生年金に加入

【給与】

「北海道職員の給与に関する条例」等に基づき支給します。

職種	算定基準	給与月額 (年額)	備考
主事、技師	高校卒	166,600円 (約2,535,000円)	<ul style="list-style-type: none"> 給与月額は給料月額のほか、職業訓練手当（職業訓練指導員のみ）、農林漁業普及指導手当（普及指導員のみ）、看護師等養成指導手当（高等看護学院講師のみ）、初任給調整手当（獣医師のみ）を含んだ金額です。 年額は給与月額のほか、期末・勤勉手当、寒冷地手当を含んだ金額（概算）です。 ※ 実際の給与は個人別に算定します 上記のほか、通勤手当や住居手当、扶養手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。
職業訓練指導員	高校卒	200,600円 (約2,943,000円)	
普及指導員	大学卒	247,600円 (約3,671,000円)	
研究職員 学芸員	修士課程修了	236,700円 (約3,592,000円)	
保育士	短大卒	179,100円 (約2,724,000円)	
高等看護学院講師	職種ごとの免許 (短大2卒)	272,800円 (約4,026,000円)	
薬剤師	薬剤師免許 (大学6卒)	222,700円 (約3,374,000円)	
獣医師	獣医師免許 (大学6卒)	278,200円 (約4,040,000円)	
管理栄養士 衛生検査技師 歯科衛生士	職種ごとの免許 (短大卒)	182,700円 (約2,781,000円)	
診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士	職種ごとの免許 (短大3卒)	193,500円 (約2,939,000円)	
保健師	保健師免許 (大学卒)	228,500円 (約3,458,000円)	
看護師	看護師免許 (短大2卒)	211,000円 (約3,204,000円)	
船員	高校卒	193,900円 (約2,954,000円)	

※ 上記金額は、令和6年4月1日に任用された場合で試算しています。

※ 給与月額は、算定基準に掲げる学校卒業又は免許等取得後、直ちに道に任用されたもの（普及指導員は大学卒業後に5年間の実務経験を有するもの、高等看護学院講師は看護師免許取得後、看護師として5年間の職務経験を有するもの）として試算しており、実際に任用される者の学歴や職務経験等によっては、例示の額とは異なる額となる場合があります。

また、期末・勤勉手当は勤務期間や勤務成績に応じて、寒冷地手当は勤務地域や世帯状況に応じて、初任給調整手当は大学卒業後の職務経験等により変動することから、年額はあくまでも目安です。

9 個人情報取り扱い

募集に関して収集した個人情報については、任用手続き（書類選考、任用選考、任用事務）に関する以外には利用しません。